

山梨県民間残土処分場登録要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県内の建設工事において、工事間利用が困難な建設発生土を適正に処理するため、民間が設置・運営・管理する残土処分場を県が定める残土処分受入地として登録（以下「登録」という。）することに必要な事項を定め、建設発生土の適正処理の推進と円滑な事業の執行に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 民間残土処分場 山梨県内の建設発生土を処理するために、民間が設置・運営・管理する残土処分受入地（受け入れた土砂の再利用を目的としない）で、県土整備部長が登録することを認めた場所をいう。
- (2) 事業者 民間残土処分場を設置・運営・管理する者で建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ）第5条又は第15条に規定する建設業許可、若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項に規定する産業廃棄物処理業の許可を有する、協同組合、協会、共同企業体、法人をいう。
- (3) 処分費 民間残土処分場で建設発生土1m³あたりの処理に要する受入単価をいう。
- (4) 建設工事 建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(民間残土処分場の登録条件)

第3条 民間残土処分場として登録を受けるための基本的な条件は次のとおりとする。

- (1) 受け入れる土砂は、山梨県内の建設工事から発生する建設発生土であること。
- (2) 処分費に関して県土整備部長の同意を得ること。
- (3) 民間残土処分場としての設置・運営・管理にあたり、関係法令の許可を受けている土地であること。又は許可を得る見込みであること。
- (4) 山梨県で定める確約書を提出すること。
- (5) 民間残土処分場まで大型（10t）ダンプの走行が可能であること。
- (6) 民間残土処分場の総容量が5,000m³以上であること。
- (7) 残土処分完了後の土地利用に変更がないこと。
- (8) 借地により民間残土処分場を行う場合は、土地所有者と以下のことについて書面で取交わされていること。
 - ア 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の規制についての重要事項説明が行われていること。

イ 残土処分完了後の土地の維持管理について、事業者が協力すること。

ウ 盛土規制法第22条第2項による勧告がなされた場合、土地所有者に代わり事業者が調査、安全性評価等を実施すること。

(9) 土砂の運搬事業者等の次の情報について、県土整備部長から要請があった場合に提供すること。また、情報提供については、土砂の運搬事業者等当事者の承諾を得ること。

ア 土砂の運搬事業者（商号、所在地等）

イ 運搬車両（自動車登録番号、表示番号等）

ウ 土砂搬入元の情報（発注者、工事名、工事場所、搬入日、土砂量、元請業者、発注者と元請業者の契約書の写し等）

エ 建設発生土受入証明書（土砂受領書）の写し

（事業者の資格要件）

第4条 事業者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で規定する暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（事前の協議）

第5条 事業者として民間残土処分場の登録を希望する者（以下「登録希望事業者」という。）は、位置や現地及び周辺状況の判る図面、写真等を持参し、県土整備部長（技術管理課）と所管の建設事務所長（支所管内の場合は支所長。以下同じ。）と事前に協議を行うことができる。なお、関係する法令の、協議内容（許可書等の写し等）を提示するものとする。

2 登録希望事業者は、盛土規制法の許可等を必要とする盛土等の開発行為を対象とした「盛土等防災マニュアル」等の設計基準について、県土整備部長と建設事務所長に相談することができる。ただし、申請等に当たっては、最終的に関係する法令を所管する部署の許可等を得ること。

（民間残土処分場の登録申請）

第6条 登録希望事業者は、前条の協議終了後に、民間残土処分場の登録申請を行うことができる。登録申請を行う場合は、民間残土処分場の所在する建設事務所長へ以下の書類を提出しなければならない。

(1) 民間残土処分場の登録申請書（様式－1）

(2) 民間残土処分場計画書（様式－2）

記載内容は、①から⑬のとおり

- ① 図面・計算書
 - a 位置図（別添）
 - b 計画平面図（別添）
 - c 計画横断面図（別添）
 - d 構造図（別添）
- ② 現況写真（別添）
- ③ 受入予定期間
- ④ 受入目的
- ⑤ 処分場総容量（全体計画土量）
- ⑥ 土地の権利等に関する書面（公図、要約書、借地の場合は借地契約書等）の写し
- ⑦ 第3条（8）ア、イ、ウの書面の写し
- ⑧ 第3条（9）の情報提供様式
- ⑨ 事業に係る関係法令の許可書等の写し（別紙を参照）
- ⑩ 運営収支計画書（運営計画、資金計画、収支計画等）
- ⑪ 民間処分場受入条件
 - a 受入エリア（原則、県内全域とする。）
 - b 受入可能日、時間帯
 - c 受入対象土（土質区分基準等）
 - d 処分費（処分費算出根拠資料）
 - e 民間残土処分場利用者の遵守事項（民間残土処分場利用の手順）
 - f その他
- ⑫ 受入土量確認方法
- ⑬ 確約書（様式－3）

（民間残土処分場の審査）

第7条 建設事務所長は、前条の書類の提出があった場合は、書類及び現地の確認を行う。

2 前項の確認後、申請書類に様式－4を附して県土整備部長に提出する。

3 県土整備部長は、第3条に規定する登録条件等について審査する。

（民間残土処分場の登録）

第8条 県土整備部長は、前条第3項による審査により、登録することが適当と認められた場合は、様式－5－1により事業者、様式－5－2により各発注機関へ通知する。

2 第11条第1項による処分費の協議が整わず、民間残土処分場として登録しない場合は、申請者に様式－6により通知する。

3 県土整備部長は、第1項の通知後、民間残土処分場として山梨県ホームページで公表するとともに、処分費については山梨県県土整備部実施設計単価表（以下「実施設計単価表」という。）に記載して公表する。

（土砂受入証明書の発行）

第9条 事業者は、建設発生土を受け入れた場合は、様式-7により建設発生土受入証明書（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第119号第5条の受領書）を土砂発生工事管理者（元請業者）に発行しなければならない。

（報告及び情報提供）

第10条 事業者は、県土整備部長から様式-8-1による請求があった場合は、様式-8-2により民間残土処分場の空き容量について報告しなければならない。

2 事業者は、県土整備部長から様式-17-1により要請があった場合は、様式-17-2により、第3条（9）で規定する情報を提供しなければならない。

（処分費）

第11条 登録希望事業者は、処分費について様式-9-1により県土整備部長に協議し、同意を得なければならない。

2 事業者は、民間残土処分場の登録後に処分費を改定する場合は、変更の算出根拠資料等を添付し、様式-9-2により協議しなければならない。

3 県土整備部長は、前項により処分費の改定について協議が整った場合は、様式-10により各発注機関へ通知し、実施設計単価表を改定し公表する。

（民間残土処分場の登録の解除）

第12条 県土整備部長は、事業者から解除の申し出があった場合は、当該民間残土処分場の登録を解除する。

2 事業者は、民間残土処分場の登録を解除する場合は、解除する3か月前までに建設事務所長へ様式-11を提出しなければならない。

3 建設事務所長は、前項の書類の提出があった場合は、様式-12を附して県土整備部長に提出する。

4 県土整備部長は、民間残土処分場の登録の解除が届出された場合は、事業者に様式-13により通知する。

5 県土整備部長は、民間残土処分場の登録を解除した場合は、各発注機関へ様式-14により通知し、山梨県ホームページの情報を修正して公表する。

（民間残土処分場の登録の取消し）

第13条 県土整備部長は、民間残土処分場の登録後、次の事実のいずれかが判明し

た場合は、登録を取り消すことがある。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれていた場合
 - (2) 関係する法令に違反した場合
 - (3) 事業者が倒産・廃業した場合
 - (4) 第4条に規定する資格要件を満たさなくなった場合
- 2 県土整備部長は、前項により取り消す場合には、事業者に様式－15を通知する。
 - 3 県土整備部長は、民間残土処分場の登録を取り消した場合は、各発注機関へ様式－16により通知し、山梨県ホームページ及び実施設計単価表を修正して公表する。

(要領の見直し)

第14条 本要領は必要に応じて見直しを行なうものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

1. 民間受入地の事業に係る関係法令の許可等
 - ① 都市計画法に基づく許可
 - ② 建築基準法に基づく許可
 - ③ 地すべり防止法（国土交通省所管、農林省所管、林野庁所管）に基づく許可
 - ④ 砂防法に基づく許可
 - ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可
 - ⑥ 森林法に基づく林地開発許可及び受入地内の保安林に係る許可
 - ⑦ 農地法に基づく許可
 - ⑧ 土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例等（市町村により名称の違いがある）に基づく許可
 - ⑨ 自然公園法に基づく許可
 - ⑩ 盛土規制法に基づく許可
 - ⑪ 土壤汚染対策法に基づく届出等
 - ⑫ その他必要となる法令・条例等に基づく許可